

仕様書

1 業務件名

ボートレース尼崎新ポーズぬいぐるみ等製作業務

2 業務目的

本業務で企画・製作したぬいぐるみを販売し、お客様満足度のさらなる向上を図っていくことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 提案上限額金額

5,662,800円（消費税額含む）

※本仕様書の業務を実施するための一切の経費を含む。

5 業務内容及び企画条件等

(1) ぬいぐるみの企画・製作業務

ア ボートレース尼崎オリジナルキャラクター3種を活用したぬいぐるみの企画・製作を6点以上提案すること。1つのポージングに対しキャラクター3種を製作する際は、製作物を3点として取り扱う。ただし、3体がセットになったデザインを製作する際は、製作物を1点として取り扱う。

イ オリジナルキャラクターのカラー及びポーズ指定は、別添「キャラクターマニュアル」を参照すること。ただし、バリエーションを求めることから、特にポージングについては新たなデザインを作成することが望ましい。

また、他キャラクターとのコラボレーションは本件には含めない。

（ポージングの例示）・基本ポーズ

・ボート乗艇ポーズ

・ターンマークまたは大時計装飾ポーズ 等

ウ 新たに作成したキャラクター素材の著作権は、本市に帰属にするものとし「ai データ」等で提供すること。ただし、製作物の版型については、後述のとおりとする。

エ サイズは全長20cm以内とし、材質は布素材とする。

オ 1点あたりの製作数は300個以上とする。

カ 納品期日は、令和7年3月31日とする。

キ 製作物は個別でOPP袋（無地透明）に包装すること。

ク 製作物の使用に関して、対象年齢や注意事項または警告がある場合は、表示のためのタグ等を包装するビニールに記載等すること。

ケ デザイン校正及びサンプル校正は1回以上とする。

(2) 広報宣伝ツールの製作業務

新商品の販売にあたって、事前にボートレース尼崎来場者に広報宣伝を行うため、

効果的な広報ツールを提案し制作すること。

ア ポートレース尼崎公式 HP にてオリジナルグッズの紹介ページを別途作成するため、上述の(1)で作成した製作物の素材を提供すること。

イ 制作物は、グッズ販売開始の告知と開始以降に汎用的に使用できるデザイン 2 種とし、それぞれ静止画 (H1920×W1080) を含めること。

ウ イで作成したデザインは以下の媒体で使用予定である。

(ア) ポートレース尼崎オフィシャルホームページ

(イ) ポートレース尼崎オフィシャル SNS (Instagram・X・Facebook・Youtube)

(ウ) Mooovi あまがさき SNS (LINE・Instagram)

(エ) ポートレース尼崎出走表

(オ) ポートレース尼崎場内デジタルサイネージ

エ 制作物は、加工できる状態で納品するとともに、その著作権については、本市に帰属するものとする。

オ 納品期日は令和 7 年 3 月 31 日とする。

カ 上記の他、効果的な広報ツールがあれば別途提案すること。

(3) 追加製作業務

ア (1)の製作物は令和 9 年度 3 月末までの 3 年間に限って、受託者に追加の発注を行う場合があるため、再製作に必要な金型や版型を保管すること。3 年間の経過後は、再製作に必要な一切のものを尼崎市に納品すること。

イ 追加発注に必要な条件がある場合は、提案書に記載すること。(最小ロット・製作期間等)

6 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払う

7 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第 31 条により、契約保証金 (契約金額の 100 分の 5 以上) の納付を求める。

8 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

(1) 尼崎市財務規則 (尼崎市公営企業局会計規程)

(2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

9 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。

- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

10 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を 除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う 本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 その他

- (1) 委託者は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
- (2) 製作物及び運営全般の準備スケジュールを企画提案書に盛り込むこと。
- (3) 見積書には、提案したグッズの原価を記載すること。
- (4) ボートレース尼崎ロゴ及びマスコットキャラクターの素材データは、当該業務である「ボートレース尼崎新ポーズぬいぐるみ等製作業務」にかかる書類審査応募用紙を提出した事業者で、申し出に応じて提供する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議し、決定するものとする。

12 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課（担当：阪野）

電話 06-6419-3181

アドレス：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上